

(平成25年1月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から同年10月1日まで
国の厚生年金保険の記録において、A社で昭和40年9月1日に被保険者資格を喪失し、同年10月1日にC社で取得したことになっているが、両社は同一グループの会社であり、申立期間についても継続して勤務していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の供述及びB社からの回答により判断すると、申立人は、A社及びその関連会社であるC社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、C社の元従業員の供述及び同社が厚生年金保険の適用事業所となった日から判断して、昭和40年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和40年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付していたか否かについては不明としているが、申立人と同時期にA社からC社に異動した同僚数十人に同様な被保険者期間の欠落がみられることから、事業主の届出誤りが推測され、その

結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 40 年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和46年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年12月21日から47年1月1日まで
昭和46年12月21日付けでA社C工場から同社D営業所へ異動し、継続して勤務していたのに申立期間の記録が無い。申立期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社への照会の回答及び申立人の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（同社C工場から同社D営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、事業主は昭和46年12月21日付けの異動であったと回答していることから、同日とするのが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載を誤った旨を認めていることから、事業主が昭和47年1月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和32年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月31日から同年4月1日まで
オンライン記録では、A社の厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和32年3月31日、B社の資格取得日が同年4月1日となっており、申立期間の記録が無い。

私は、A社に入社後は同社C工場に勤務しており、同工場は昭和32年4月頃に分社化されB社と社名を変更したものの、勤務内容や勤務場所は変わらず継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言及びA社からの回答により、申立人は、申立期間及びその前後の期間において、同社及び系列のB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記同僚は、「A社C工場が昭和32年4月頃に分社化され、B社と社名を変更した後も、申立人の勤務内容や勤務形態に変更は無く、申立期間の厚生年金保険料は控除されていたはずである。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和32年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届には、資格喪失日が昭和32年3月31日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和32年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和32年3月31日から同年4月1日まで
オンライン記録では、A社の厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和32年3月31日、B社の資格取得日が同年4月1日となっており、申立期間の記録が無い。

私は、A社に入社後は同社C工場に勤務しており、同工場は昭和32年4月頃に分社化されB社と社名を変更したものの、勤務内容や勤務場所は変わらず継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言及びA社からの回答により、申立人は、申立期間及びその前後の期間において、同社及び系列のB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記同僚は、「A社C工場が昭和32年4月頃に分社化され、B社と社名を変更した後も、従業員の勤務内容や勤務形態に変更は無く、申立期間の厚生年金保険料は控除されていたはずである。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和32年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届には、資格喪失日が昭和32年3月31日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和32年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月31日から同年4月1日まで
オンライン記録では、A社の厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和32年3月31日、D社（当時は、B社）の資格取得日が同年4月1日となっており、申立期間の記録が無い。

私は、A社に入社後は同社C工場に勤務しており、同工場は昭和32年4月頃に分社化されB社と社名を変更したものの、勤務内容や勤務場所は変わらず継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言及びA社からの回答により、申立人は、申立期間及びその前後の期間において、同社及び系列のB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記同僚は、「A社C工場が昭和32年4月頃に分社化され、B社と社名を変更した後も、従業員の勤務内容や勤務形態に変更は無く、申立期間の厚生年金保険料は控除されていたはずである。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和32年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届には、資格喪失日が昭和32年3月31日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和32年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和32年3月31日から同年4月1日まで
オンライン記録では、A社の厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和32年3月31日、B社の資格取得日が同年4月1日となっており、申立期間の記録が無い。

私は、A社に入社後は同社C工場に勤務しており、同工場は昭和32年4月頃に分社化されB社と社名を変更したものの、勤務内容や勤務場所は変わらず継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言及びA社からの回答により、申立人は、申立期間及びその前後の期間において、同社及び系列のB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記同僚は、「A社C工場が昭和32年4月頃に分社化され、B社と社名を変更した後も、従業員の勤務内容や勤務形態に変更は無く、申立期間の厚生年金保険料は控除されていたはずである。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和32年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届には、資格喪失日が昭和32年3月31日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。